



# 栃木県公報

平成25年  
8月9日(金)  
号外  
第69号

## 目次

### 監査委員

○栃木県職員措置請求に係る監査結果の公表..... 1

## 監査委員

### 栃木県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく栃木県職員措置請求について、同条第4項の規定により、監査した結果を次のとおり公表する。

平成25年8月9日

栃木県監査委員 黒本敏夫  
同 鈴木誠一

### 栃木県職員措置請求監査結果

#### 第1 請求の受付

##### 1 請求人

宇都宮市若松原3-14-2 秋元照夫税理士事務所内  
市民オンブズパーソン栃木 代表 高橋 信正

##### 2 請求書の提出日

平成25年5月29日

##### 3 請求の内容

請求人提出の栃木県職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

##### (1) 請求の理由

平成23年度における、とちぎ自民党議員会、みんなのクラブ、民主党・無所属クラブ、公明党栃木県議会議員会、元気クラブ、無所属県民クラブ及び新政クラブ議員会の政務調査費収支報告書記載の支出のうち、(2)の措置請求金額については、以下の理由により政務調査費の使途基準に適合しない違法・不当な支出である。

地方自治法（昭和22年法律第67号。平成24年法律第72号による改正前のもの。以下同じ。以下「法」という。）第100条第14項及び同条第15項、栃木県政務調査費の交付に関する条例（平成13年栃木県条例第1号。平成25年栃木県条例第3号による改正前のもの。以下同じ。以下「政務調査費条例」という。）、栃木県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年栃木県議会告示第1号。平成25年栃木県議会告示第1号による改正前のもの。以下同じ。以下「政務調査費施行規程」という。）及び栃木県政務調査費マニュアル（以下「政務調査費マニュアル」という。）に基づき、政務調査費の充当が認められるのは、あくまでも会派が行う調査研究活動であり、政務調査費条例に基づく使途基準（以下「本件使途基準」という。）に該当するものでなければならない。議員としての活動に関連する経費であればどのようなものにも政務調査費を充当することができるというわけではない。

法が収支報告書の作成・提出を義務付け、政務調査費条例が収支報告書に領収書その他の証拠書類の写しの添付を義務付けた趣旨は、政務調査費の使途の透明性を確保しようとする点にある。このような法令の趣旨からすれば、収支報告書と証拠書類によって政務調査費の支払の事実と本件使途基準該当性が明らかにされなければならない。それが明らかにされないものについては、政務調査費の支払の事実が認められないというべきである。

なお、平成22年3月11日、政務調査費経理責任者連絡会議申し合わせで、栃木県政務調査費マニュアルの運用について（以下「政務調査費マニュアルの運用」という。）が取りまとめられ、同年4月

1日から、この運用が実施されている。かかる運用に適合しない支出についても政務調査費の充当が認められないことは言うまでもない。

#### ア 調査研究費

##### (7) 交通費

各議員がガソリン代について提出した支払証明書だけでは、議員が実際に記載された使途・距離の走行をしたか否かを検証することは不能である。

政務調査活動として認められるのは、議員の広範な活動のうちの一部であることを鑑みると、記載された年間走行距離からは、政務調査活動以外の用件での走行も含まれているといわざるを得ない。

その他に、行先と内容が抽象的など、政務調査活動とは認められない案件がある。

##### (i) 事務所費

議員又は親族が所有する建物、あるいはそれらの者が実質的に経営に関与している会社が所有する建物を賃借している案件については、平成22年3月26日熊本地裁判決において、議員本人が代表者などを務める法人から借りている事務所の賃料につき、「そもそも賃料が発生していること自体に合理的な疑いが強く生じる」として全額を違法と判断した趣旨から、賃料支払の事実を認めることはできない。

賃貸マンションを自宅兼事務所としている案件について、賃料の半額を政務調査費として支出しているのは、按分割合が不当である。

後援会が賃料・光熱水費を支払い、議員がその一部を負担しているというものがあるが、これらは後援会活動に関連する支出と推認されるものであり、政務調査活動の費用と認められない。

後援会宛の領収書等は、議員自身の支払又は負担を何ら証明するものではない。政務調査費は、調査研究に要した費用の実費に充当されるものであるから、実費が全く明らかでない以上、政務調査費の充当が認められないことは明らかである。

事務所費以外にも後援会による支払がなされているものがあるが、後援会が支払った経費に政務調査費を充当することは、政務調査費で後援会経費を賄うことにほかならないのであり認められない。

警備保障費は、政務調査活動の直接経費ではないことから政務調査費の充当は認められない。

##### (ii) 視察費

報告書の提出されていない視察は、政務調査費マニュアルに反し、また具体的な視察の内容や当該視察がどれほど県政に資することになるのか全く明らかにならないので、政務調査費の充当は認められない。

視察目的・行先・視察内容や視察報告書の内容等からみて、個人的な旅行・研修等と考えられるものについては、政務調査活動とは認められない。

定期的に医科大学を視察している案件があるが、個人的な診察等である可能性が窺われる。

##### (i) その他

放射能測定器を購入している案件があるが、議員活動又は後援会活動として活用したものと推測され、政務調査活動とは認められない。

#### イ 研修費

視察目的・行先・視察内容や視察報告書の内容等からみて、個人的な旅行・研修等と思われ、政務調査活動とは認められない。

#### ウ 会議費

毎週のようにホテルで会議を行っている案件があるが、その全てが政務調査のための会議とは考えられない。

居酒屋、すし屋及びレストランで会議を行っている案件があるが、いずれも政務調査費マニュアルが支出対象外としている「飲食、懇親を主目的とするもの」と推測されるから、政務調査活動とは認められない。

#### エ 資料作成費

一部議員のホームページ作成費用については、政務調査活動に必要な支出とは認められない。

#### オ 資料購入費

購入した資料の内容から、政務調査活動に必要な資料とは認められないものが多々ある。特に本・雑誌等は、いずれも個人の趣味によるものである。

政務調査費は残余金があれば返還義務を負うものであるから、雑誌購入の一年分の前払は認められない。

宗教団体による信者獲得の手段として発行されている新聞等については、政務調査費の充当は認められない。

#### カ 広報費

政党の広報が主たる内容となっている新聞広告は、政党活動費であり、少なくともその8割以上を政務調査費としているのは按分割合が不当である。

街頭演説のための交通費を広報費として計上している案件があるが、街頭演説は政党活動にほかならず、政務調査費としての支出は許されない。政務調査費マニュアルの運用でも政務調査費として認められない事例として挙げられている。

デジタルカメラやパソコンの購入は、趣味の範囲であると考えられるから、政務調査費としての支出は許されない。

#### キ 事務費

カメラや携帯電話の購入は、自らの趣味や私生活での使用のためであると考えられるから、政務調査費としての支出は許されない。

事務費を後援会が支払っている案件が散見されるが、後援会が支払った経費に政務調査費を充当することは、政務調査費で後援会経費を賄うことにほかならないのであり、政務調査費としての支出は許されない。政務調査費マニュアルの運用においても、政務調査費として認められない事例として挙げられている。

#### ク 人件費

人件費に関する領収書について、領収者名が黒塗りされているため、だれに対して支払ったのか、真実支払いがなされたのか確認することが不能である。

源泉徴収義務者であり徴収義務が発生しているにもかかわらず、源泉税が納付された形跡がないことから、政務調査費としての人件費の支払の事実が認められない。

事務員等が政務調査に従事した割合も、議員が政務調査活動に従事した割合と同様であることから、その額は収支報告書記載のように多額にはならない。

包括的にあらゆる分野の調査について1社に業務委託している案件があるが、自らによる調査を外部に丸投げしているようなものであり認められない。業務内容も抽象的で判然とせず、委託による成果物の有無も一切不明であること、委託した業務内容と業務委託先である株式会社の業務内容は全く関連性がないこと、支出金額が毎月おおむね一定額であることなどに照らすと、具体的な調査を委託しその対価として支出されたものではなく、政務調査費以外の用途に利用した可能性が窺われる。

### (2) 措置請求の内容

監査委員は、知事に対して、平成23年度分として支出した政務調査費のうち、下記請求金額一覧表に記載されている金額について、同表記載の各党派に対し県に返還させるための必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

請求金額一覧表

(単位：円)

会 派 名	金 額
とちぎ自民党議員会	77,449,820
みんなのクラブ	28,623,351
民主党・無所属クラブ	13,200,232
元気クラブ	4,331,913
公明党栃木県議会議員会	1,488,610
無所属県民クラブ	722,296
新政クラブ議員会	202,800
合 計	126,019,022

### (3) 個別外部監査請求とその理由

本件の措置請求は、監査委員のうち議員選出の2名が当事者で除斥されるほか、監査対象量の多さに加え、短期間に本件監査を行うには豊富な監査実務の経験が必要なことから、本件は法第252条の43第1項の規定により、外部監査人による個別外部監査により監査を行うよう併せて請求する。

#### 4 監査委員の除斥

本件措置請求については、法第199条の2の規定により、渡辺渡委員及び早川尚秀委員は監査手続に加わらなかった。

#### 5 請求の要件審査

本件措置請求について、法第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成25年6月3日に所定の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

なお、本件措置請求の対象は平成23年度政務調査費であり、財務会計上の行為があった日から既に1年を経過している。この件について請求人からは、特に理由が示されていないが、政務調査費条例第12条第3項の規定により、とちぎ自民党議員会、みんなのクラブ、民主党・無所属クラブ、公明党栃木県議会議員会及び元気クラブに係る平成23年度の収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求することが可能となったのは、平成24年5月31日であったことから、住民が相当の注意力をもって調査したとしても、住民監査請求をするに足りる程度に当該行為を知り得なかったと認められること、また、その日から相当の期間内に本件措置請求を行っていることと認められることから、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるものと判断した。

しかしながら、平成23年4月30日に会派が解散した、無所属県民クラブ及び新政クラブ議員会に係る平成23年度の収支報告書等については、平成23年6月30日から閲覧又は写しの交付を請求することが可能であったことから、相当な期間内に請求されたものと解することはできないので、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるものとは認められず、監査の対象とはしなかった。

## 第2 個別外部監査契約に基づく監査の求めについての判断

請求人は、監査委員のうち議員選出の2名が当事者で除斥されるほか、監査対象量の多さに加え、短期間に本監査を行うには豊富な監査実務の経験が必要であるとして、個別外部監査による監査を求めている。

しかし、監査委員は独任制の執行機関で1人でも監査することが可能であり、2人が除斥になることで監査の実施が困難になるものではないこと、単純な事務量の多寡は個別外部監査の相当性の判断に考慮されるべきものではないこと、本件措置請求は、政務調査費の支出に関するものであり、その財務会計上の違法性又は不当性についての判断を行うに当たって、通常の財務事務の監査と異なることはないから、個別外部監査による監査を実施することが必要であるものとは認められない。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項及び監査対象機関等

監査対象事項を平成23年度一般会計議会費の交付金のうち、とちぎ自民党議員会、みんなのクラブ、民主党・無所属クラブ、公明党栃木県議会議員会及び元気クラブ（以下「本件会派」という。）に対する政務調査費の支出とし、それらの事務を所管する議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関とした。

また、法第199条第8項の規定による関係人を本件会派とした。

なお、とちぎ自民党議員会は平成23年5月1日付けで栃木県議会自由民主党議員会から名称を変更し、元気クラブは平成23年5月1日付けで会派を結成している。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定による請求人の陳述について、平成25年6月10日に請求人に陳述の意向を確認したところ、陳述の機会は求めない旨、請求人から口頭で回答があった。また、新たな証拠の提出はなかった。

### 3 監査対象機関等の説明・意見

#### (1) 監査対象機関

議会事務局の関係職員（以下「関係職員」という。）から、監査対象事項とした、平成23年度一般会計議会費の交付金のうち、本件会派に対する政務調査費の支出に係る関係文書、その他証拠書類等必要な資料の提出を求め、慎重に監査を行った。

#### ア 予備監査

平成25年6月3日から、議会事務局が整理保管している領収書その他の証拠書類の写しの確認を行い、確認した事項のうち不明な点について、平成25年6月13日に書面により照会した。議会事務局からは、平成25年6月19日に回答があり、それ以降も、必要に応じて関係職員に対し、照会し回答を求めた。

#### イ 本監査

平成25年7月9日の本監査の際、関係職員が説明した内容は、概ね次のとおりである。

#### (ア) 政務調査費の性格等

##### a 政務調査費の法令等の位置づけ

政務調査費の制度化の背景としては、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行により、地方公共団体の自己決定・自己責任が拡大する中、地方議会の担う役割がますます重要となったことが挙げられる。

これを受け、議会の審議能力を強化し議員の調査研究活動の資金的基盤の充実を図るため、

調査研究費用に対する助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保することを目的として、平成12年5月に政務調査費制度が法制化された。

その根拠規定である法第100条第14項は、「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」と規定しており、当該規定に基づき、政務調査費条例が平成13年3月に制定され、同年4月1日から施行されたところである。同条例第2条に基づき、政務調査費が会派に対し交付されている。

なお、平成24年8月の地方自治法の一部改正（平成25年3月1日施行）により、これまでの政務調査費は「政務活動費」と名称変更し、その使途も「調査研究その他の活動」となった。

これを受けて、本県も政務調査費条例を一部改正し（平成25年3月1日施行）、題名を「栃木県政務活動費の交付に関する条例」と変更し、また、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を定めた。

b 参考となる判例

判例では、平成22年4月12日最高裁判決において「政務調査費は議会による市の執行機関に対する監視等の機能を果たすための調査研究活動に充てられることも多いと考えられるところ、会派による個々の政務調査費の支出について、その具体的な金額、支出先等を逐一公にしなければならないとなると、当該支出に係る調査研究活動の目的、内容等を推知され、その会派及び所属議員の活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ、議員の調査研究活動の基盤の充実という制度の趣旨、目的を損なうことにもなりかねないことから、政務調査費の収支に関する議長への報告の内容等を上記の程度にとどめることにより、会派及び議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」とされている。

さらに、同判例において、「本件条例は、平成20年名古屋市条例第1号により改正され、政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、収支報告書を議長に提出する際、1件につき1万円以上の支出に係る領収書その他の証明書類の写しを添付しなければならないが、当該領収書等の写しは、収支報告書と共に保存及び閲覧の対象になるものとされている。しかし、この改正は、改正前の本件条例の下での取扱いを改め、政務調査費によって費用を支弁して行う調査研究活動の自由をある程度犠牲にしても、政務調査費の使途の透明性の確保を優先させるという政策判断がされた結果と見るべきもの。」とされている。

c 「収支報告書と証拠書類によって政務調査費の支払の事実と本件使途基準該当性が明らかにされなければならないが、それが明らかにされないものについては政務調査費の支払の事実が認められないというべきである」との主張について

前述の判例のとおり、執行機関が調査研究の内容に立ち入ることは、法が議会に調査権を付与した趣旨を損なうおそれがあり、会派及び議員の調査研究が執行機関等に対する健全な批判、監視の役割を果たすためには、会派及び議員の独立性、自主性が尊重されなければならないものと考えられる。

また、平成22年3月23日最高裁判決では、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」としている。

これらのことから、政務調査費は、政務調査費条例等における使途基準の範囲内で使われなければならないことは当然であるが、どのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重しその裁量にゆだねるとするのが、法及び条例の趣旨であると解される。

請求人は、「収支報告書と証拠書類によって政務調査費の支払の事実と本件使途基準該当性が明らかにされなければならないが、それが明らかにされないものについては政務調査費の支払の事実が認められない」と主張する。しかしながら、政務調査費条例及び政務調査費施行規程、さらには議会内の事務手続を定めた政務調査費マニュアルにおいても、主張の根拠となる規定や申合せは存在しない。

(i) 知事の権限に属する議会事務局の事務

知事の権限に属する事務は、政務調査費という制度の特殊性により、議会事務局で行える以下に記した事務に限定されている。

したがって、議会事務局に与えられた知事の権限で行う事務には、おのずと制約が伴っているところである。

a 政務調査費の交付の決定等（政務調査費条例第6条）

会派結成届等の提出を受けた議長からの通知により、政務調査費の交付の決定又はその変更の決定を行い、会派の代表者に通知する。

b 政務調査費の交付（政務調査費条例第7条第3項）

会派からの請求に基づき、政務調査費を交付する。

c 政務調査費の調整（政務調査費条例第7条第4項）

四半期の途中において会派の所属議員数に異動があったときは、翌月以降の政務調査費から調整する。

d 政務調査費の返還（政務調査費条例第11条）

交付を受けた政務調査費に残余が生じたときは、その残余の額について返還を命ずることができる。

(ウ) 政務調査費マニュアルの運用の位置づけ等

a 経緯及び位置づけ

本県議会においては、政務調査費制度の透明性の向上を図るため、制度発足以来、議会活性化検討会等の場で検討を重ねてきた。

その結果、平成19年度に政務調査費マニュアルが策定され、翌20年度からその運用が開始された。

政務調査費マニュアルは、政務調査費条例及び政務調査費施行規程に定められている政務調査費の用途等について、その適否を具体的に判断する際の拠り所となるものである。また、この政務調査費マニュアルの作成に当たっては、全会派で構成する検討班で協議・検討を重ねまとめたものであり、全会派共通の申し合わせ事項である、とも言える。

その後も様々な協議検討が重ねられ、政務調査費マニュアルの運用（平成22年3月11日政務調査費経理責任者連絡会議申し合わせ）を取りまとめ、平成22年4月1日から適用している。

この政務調査費マニュアルの運用は、各会派において統一的な事務処理を行う際の参考とするため、作成時点までに出されている判例を踏まえて作成されたものであるが、全ての費目について例示されているものではないため、各会派は、政務調査費マニュアルの運用に記載された例示を参考として、個別具体的な活動について判断することとなる。

b 「栃木県政務調査費マニュアルの運用について取りまとめられ、平成22年4月1日から、この運用が実施されている。かかる運用に適合しない支出についても政務調査費の充当が認められないことは言うまでもない。」との主張について

前述のとおり、マニュアルの運用は、作成時点までに出されている判例を踏まえて作成されたものであり、全ての項目について例示されていないため、会派はこれを参考に個別具体的な活動について判断することとなる。したがって、「かかる運用に適合しない支出についても政務調査費の充当が認められない」ことにはならない、と考える。

(2) 関係人調査

関係人調査として、法第199条第8項の規定により、本件会派に対し書面による調査及び関係会派の政務調査費経理責任者等から聞き取りによる調査を行った。

また、調査の結果、再度確認が必要とされた事項について照会し、関係資料の確認及び説明を受けた。

ア 書面調査

平成25年6月21日、本件請求書に記載された本件会派に対し、書面調査を行ったところ、全ての本件会派から回答を得た。

調査の内容は、本件請求書に記載された各項目について、議会事務局への調査結果に対する再確認や、会派の見解を確認する必要がある事項についての照会であった。

イ 聞き取り調査

平成25年7月10日、同月16日、全ての本件会派に対して監査委員が聞き取り調査を行った。

調査の内容は、資料作成費や広報費における会派の充当割合の確認方法、個別案件における本件用途基準への適合理由等である。

また、各会派における政務調査制度の運用の実態や事実関係の確認をするため、整理保管されている会計帳簿、一定の範囲の県政報告書等の成果物、その他証拠書類等を確認した。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象機関に対する監査及び関係人調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 政務調査費制度

## ア 根拠法

法第100条第14項においては、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、同条第15項においては、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

## イ 根拠条例等

法第100条第14項及び同条第15項の規定を受け、本県では、政務調査費条例及び政務調査費施行規程を平成13年3月に制定し、同年4月から施行した。

本県の政務調査費制度の主な内容は次のとおりである。

## (7) 交付対象（政務調査費条例第2条）

政務調査費は、栃木県議会における会派（所属議員が1人であるものを含む。）に対し交付する。

## (1) 交付額（政務調査費条例第3条）

月額額は、30万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

## (9) 会派の届出（政務調査費条例第4条）

政務調査費の交付を受けようとする会派は、会派結成届を議長に提出しなければならない。

## (10) 知事への通知（政務調査費条例第5条）

議長は、会派結成届の提出があった会派について、毎年4月1日現在における事項を知事に通知しなければならない。

## (4) 交付の決定等（政務調査費条例第6条）

知事は、第5条各項の規定による通知があったときは、速やかに、政務調査費の交付の決定又はその変更の決定をし、会派の代表者に通知しなければならない。

## (5) 交付の方法等（政務調査費条例第7条）

会派の代表者は、交付決定等の通知があったときは、毎四半期の最初の月の20日までに当該四半期に属する月分の政務調査費を請求するものとする。

知事は、請求があったときは速やかに政務調査費を交付する。

## (8) 政務調査費の使途基準等（政務調査費条例第8条、政務調査費施行規程第4条）

## a 政務調査費の使途

会派は、政務調査費を議長が別に定める基準に従い使用しなければならない。

## b 使途基準

政務調査費条例第8条の議長が別に定める基準は、下表のとおりである。

項目	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費（会場費、機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
会議費	会派における各種会議に要する経費（会場費、機材借上げ費、資料印刷費等）
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料の作成に要する経費（印刷・製本代、原稿料等）
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入代、新聞・雑誌購読料等）
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等）
事務費	会派が行う調査研究に係る事務の遂行に必要な経費（事務用品・備品購入費、通信費等）

人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）
-----	--

(注) ( ) 内は、例示とする。

(ウ) 収支報告書の提出等（政務調査費条例第9条）

会派の代表者は、政務調査費についての収支報告書に証拠書類の写しを添えて、その年度の末日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の提出があったときは、その写しを知事に送付しなければならない。

(エ) 収支報告書の修正等（政務調査費条例第9条の2）

会派の代表者は、収支報告書及び証拠書類の写しに訂正があるときは、収支報告書等修正届を議長に提出して修正しなければならない。

議長は、収支報告書等修正届の提出があったときは、その写しを知事に送付しなければならない。

(オ) 政務調査費の返還（政務調査費条例第11条）

知事は、会派に交付した政務調査費の総額に残余があるときは、当該残余の額の返還を命ずることができる。

(カ) 収支報告書等の保存、閲覧及び写しの交付（政務調査費条例第12条）

収支報告書及び証拠書類の写しは、議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

県内に住所を有する個人等は、議長に対し、保存されている収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧又は写しの交付を請求することができ、議長は、請求があったときは、栃木県議会情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除き、閲覧に供し、又はその写しを交付するものとする。

(2) 政務調査費マニュアル策定の経緯等

ア 経緯等

本県議会は、政務調査費条例施行後、制度の透明性の向上等を図るため検討を重ね、平成19年度の議会活性化検討会において、議会における自主的な改革として、以下の見直し案を提示した。

- ・1円以上の全ての領収書を開示
- ・会派支給、支給額は現行どおり
- ・実施時期は、平成20年4月1日を目途にできるだけ早く取り組む
- ・会派内、事務局にチェック体制を整備
- ・政務調査費マニュアル作成の作業部会を設置

これを受け、全ての会派から成る栃木県政務調査費マニュアル検討班を設置し、平成20年3月に政務調査費マニュアルを作成した。また、収支報告書に支出に係る領収書その他の証拠書類の写しの添付を義務付ける条例改正を行い、いずれも平成20年4月1日から施行となった。

また、平成21年度に、県民や報道機関等から寄せられた種々の意見等を踏まえ、各会派の経理責任者で構成する、政務調査費経理責任者連絡会議において、会派が事務処理を行う際の参考とするため、判例等を踏まえた事務処理指針として、政務調査費マニュアルの運用を取りまとめ、平成22年4月1日から適用している。

イ 政務調査費マニュアル

(ア) 作成目的

政務調査費のより一層の適正執行を期するため、会派及び議員が政務調査費を支出するに当たっての参考（拠り所）とする。

(イ) 作成者

栃木県議会

(ロ) 作成年月日

平成20年3月

(ハ) 主な記載内容

- ・制度の概要
- ・会派が行う調査研究活動
- ・使途基準
- ・調査研究活動の報告
- ・収支報告
- ・調査



- ・ 政務調査費の手続きの流れ
- ・ 資料（関係法令等）

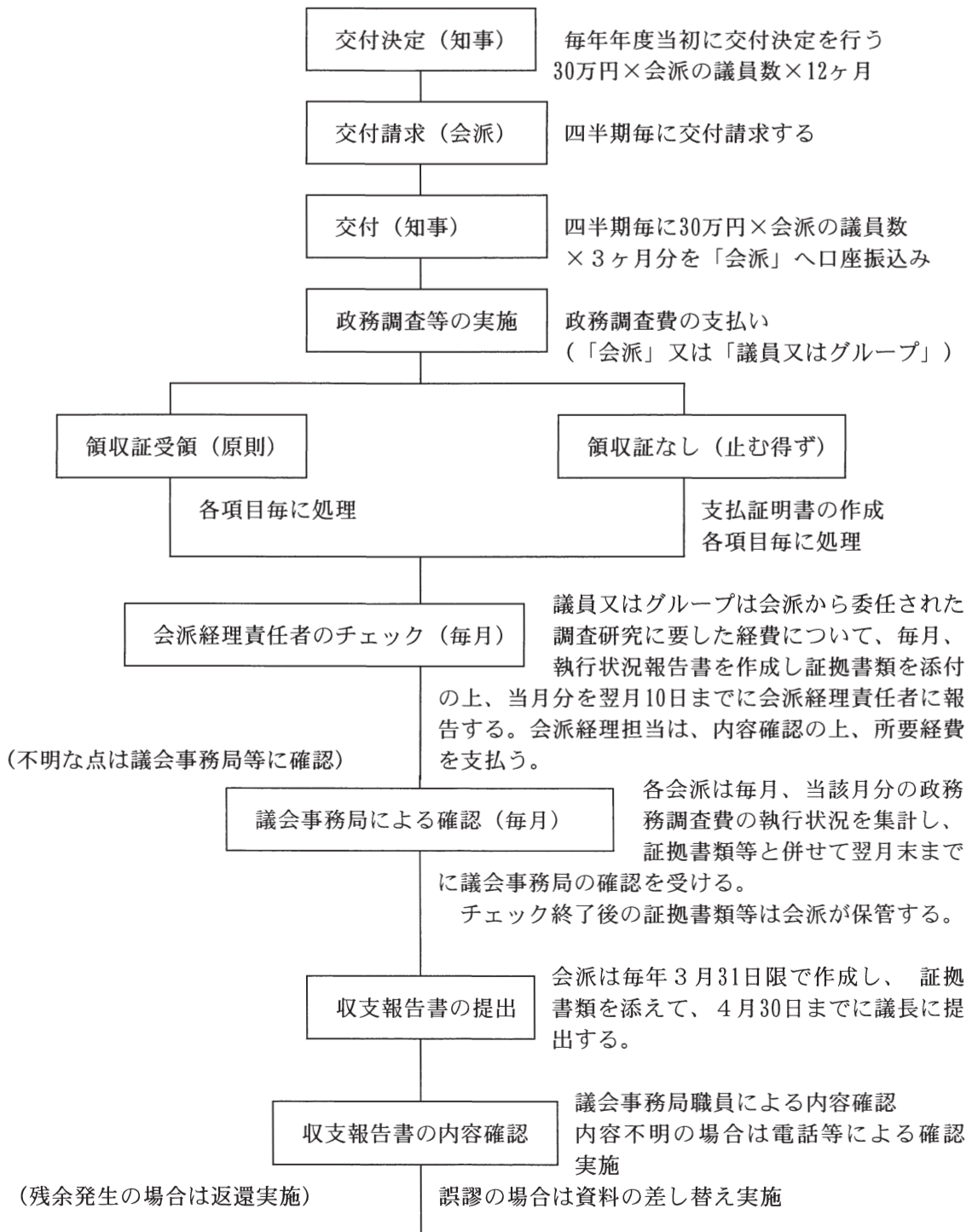
(イ) 収支報告書に添えて提出する証拠書類等に関する事項について  
証拠書類等は、次のとおりである。

- a 領収書（添付様式に添付したもの）（写し）
- b 支払証明書（写し）
- c 調査研究活動報告書（主なもの）

なお、収支報告書に添えて提出する証拠書類の写しを添付する様式は、政務調査費施行規程第6条で定める「別記様式第6号（第6条関係）証拠書類の添付様式（以下「証拠書類の添付様式」という。）」である。

(カ) 政務調査費手続きの流れ

政務調査費の手続きについては、次のとおりである。



収支報告書の閲覧開始

毎年5月31日から実施

ウ 政務調査費マニュアルの運用

(7) 作成目的

会派が事務処理を行う際の参考とするため、判例等を踏まえた事務処理指針とする。

(i) 作成者

政務調査費経理責任者連絡会議（申し合わせ事項）

(ii) 作成年月日

平成22年3月11日（平成22年4月1日から適用）

(I) 主な記載事項

a 用途基準の運用

- ・ガソリン代相当

b 項目別用途基準の運用

- ・調査研究に係る経費等
- （事務所等に係る経費等
- その他調査研究に係る経費等
- ・研修費
- ・会議費
- ・資料作成費
- ・資料購入費
- ・広報費
- ・事務費
- ・人件費

\*項目ごとに次のことが記載されている

- ・経費の内容についての説明
- ・政務調査費として認められない事例
- ・政務調査費として認められうる事例

(3) 本件政務調査費の支出状況等

平成23年度の各会派に係る政務調査費の支出状況については、以下の通りである。

ア 支出科目

平成23年度 一般会計  
 款 議会費  
 項 議会費  
 目 事務局費  
 事業 事務局運営費  
 節 負担金、補助及び交付金  
 細節 交付金

イ 支出金額及び交付年月日

会派別収支状況一覧（請求書提出日（平成25年5月29日）現在）（単位：円）

会派名	収入額	支出額	残余
とちぎ自民党議員会	94,200,000	91,615,613	2,584,387
みんなのクラブ	43,800,000	39,024,493	4,775,507
民主党・無所属クラブ	21,600,000	18,125,313	3,474,687
公明党栃木県議会議員会	10,500,000	4,060,765	6,439,235
元気クラブ	6,600,000	5,317,930	1,282,070
無所属県民クラブ	1,200,000	880,352	319,648
新政クラブ議員会	300,000	261,146	38,854
日本共産党	300,000	80,415	219,585
合計	178,500,000	159,366,027	19,133,973

会派別支出項目別一覧（請求書提出日（平成25年5月29日）現在）（単位：円）

会派名	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	合計
とちぎ自民党議員会	28,214,707	67,916	1,554,372	970,160	2,521,651	7,487,452	5,414,487	45,384,868	91,615,613

みんなのクラブ	12,452,263	860,819	1,248,937	1,476,064	1,372,977	2,120,251	3,577,141	15,916,041	39,024,493
民主党・無所属クラブ	4,163,623	6,200	38,152	70,494	869,773	1,889,059	2,669,312	8,418,700	18,125,313
公明党栃木県議会議員会	1,957,377	383,390	0	4,302	538,277	446,290	461,129	270,000	4,060,765
元気クラブ	2,216,954	249,890	0	0	371,972	66,269	441,845	1,971,000	5,317,930
無所属県民クラブ	150,300	0	50,000	14,258	23,744	70,800	65,550	505,700	880,352
新政クラブ議員会	69,919	0	0	0	6,665	0	48,062	136,500	261,146
日本共産党	44,375	0	0	0	6,790	29,250	0	0	80,415
合 計	49,269,518	1,568,215	2,891,461	2,535,278	5,711,849	12,109,371	12,677,526	72,602,809	159,366,027

会派別支出状況一覧（請求書提出日（平成25年5月29日）現在）（単位：円）

会 派 名	支 出 年 月 日	金 額
とちぎ自民党議員会	平成23年4月19日	8,400,000
	平成23年6月6日	15,600,000
	平成23年7月22日	23,400,000
	平成23年10月21日	23,400,000
	平成24年1月20日	23,400,000
	平成24年5月25日	△2,584,387
	確 定 額	91,615,613
みん  な の ク ラ ブ	平成23年4月19日	1,500,000
	平成23年5月31日	7,800,000
	平成23年7月22日	11,700,000
	平成23年10月21日	11,700,000
	平成24年1月27日	11,100,000
	平成24年5月29日	△4,775,507
	確 定 額	39,024,493
民 主 党 ・ 無 所 属 ク ラ ブ	平成23年4月19日	1,800,000
	平成23年5月31日	3,600,000
	平成23年7月22日	5,400,000
	平成23年10月21日	5,400,000
	平成24年1月20日	5,400,000
	平成24年5月21日	△3,342,266
	平成24年5月24日	△132,421
確 定 額	18,125,313	
公 明 党 栃 木 県 議 会 議 員 会	平成23年4月19日	600,000
	平成23年5月31日	1,800,000
	平成23年7月22日	2,700,000
	平成23年10月21日	2,700,000
	平成24年1月20日	2,700,000
	平成24年5月30日	△2,700,000
	平成24年5月30日	△1,800,000
	平成24年5月30日	△1,939,235
確 定 額	4,060,765	
元 気 ク ラ ブ	平成23年6月6日	1,200,000
	平成23年7月22日	1,800,000
	平成23年10月21日	1,800,000
	平成24年1月20日	1,800,000
	平成24年5月29日	△1,282,070
	確 定 額	5,317,930
	平成23年4月19日	1,200,000

無 所 属 県 民 ク ラ ブ	平成23年 6月 29日	△ 319,648
	確 定 額	880,352
新 政 ク ラ ブ 議 員 会	平成23年 4月 19日	300,000
	平成23年 6月 30日	△ 38,854
	確 定 額	261,146
日 本 共 産 党	平成23年 4月 19日	300,000
	平成23年 6月 28日	△ 219,585
	確 定 額	80,415

#### ウ 収支報告書等修正届

平成23年度政務調査費に関しては、請求書の提出日（平成25年5月29日）現在、平成24年5月22日付けで民主党・無所属クラブから、また、平成25年3月15日付けで元気クラブから、それぞれ収支報告書等修正届が提出されている。

#### (4) 会派の政務調査活動と議員やグループの調査研究活動

各会派は、年度当初又は会派結成時に、議員総会等の場で、所属議員の承認を得た上で、その年度の調査研究実施計画を決定している。この実施計画に沿って実施される会派の政務調査活動については、県政全般にわたり、広範なものにならざるを得ないことから、各会派は、所属する議員又はグループに対して、この実施計画に沿った調査研究活動を行うことをゆだねており、各議員又はグループは会派の活動として、それぞれの調査研究活動を実施している。各会派においては、各議員等のこれら活動について、各会派の調査研究実施計画に沿ったものであることを確認し、会派の政務調査活動として承認している。

#### (5) 会派によるチェック

議員又はグループが円滑な活動をするため、政務調査費の前渡しをしている会派においては、会派の政務調査費経理責任者が、その活動目的、政務調査費の充当金額や充当割合などの内容について、執行状況報告書及び証拠書類の内容が会派として承認した調査研究活動に該当するかを確認して、毎月の政務調査費の支出状況を把握している。

政務調査費の前渡しのない会派においては、ほぼ(2)のイの(ハ)のフローどおり処理している。

#### (6) 議会事務局におけるチェック等

議会事務局は、例月の具体的な確認作業として、会派の政務調査費経理責任者が確認した収支報告書、領収書等の添付書類等の内容について、その書類の記載方法、政務調査費の充当金額や充当割合、数字の転記・集計結果をチェックするとともに、政務調査費条例や政務調査費施行規程、政務調査費マニュアルに照らして明らかな誤りがないか外形的な点検・確認を行っている。

報告内容の確認に当たっては、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ行っているが、必要に応じて支出された経費が議員の調査研究活動に係るものとなるのか、会派の政務調査費経理責任者を通して確認している。

会派からの年度終了時の収支報告書の提出後、議会事務局で収支報告書の内容確認を行い、会派は、誤りがあれば資料の差し替えを行うとともに残余があれば返還手続を行う。

## 2 判断

### (1) 監査対象事項

政務調査費の使途基準に反する案件について、会派が政務調査費を支出すべきでないことは当然であり、政務調査費マニュアルにおいて、使途基準に従っていないと判断される支出については残余と見なされるとされている。

したがって、会派の支出に政務調査費の使途基準に反する違法又は不当な支出があると認められる場合は、知事は政務調査費条例第11条の規定に基づき返還請求を行うべきものである。

本件措置請求の監査に当たっては、知事が会派に対し交付した政務調査費の支出内容に違法又は不当なものがないかを確認するものである。

### (2) 監査の視点

ア 政務調査費制度の根拠規定である法第100条第14項は「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」と規定し、同条第15項において、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、収入及び支出の報告書を、政務調査費の予算執行行為を行う知事ではなく、議会の代表である議長に提出するよう定められている。

また、法第100条第14項の規定を受けて、政務調査費条例が制定され、その第13条において「こ